

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年2月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700336号

厚生局事案番号 : 九州(国)第1700027号

第1 結論

昭和50年*月*日から昭和58年9月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月*日から昭和58年9月1日まで

私は、母が私の請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をA市の社会保険事務所(当時)で一括して納付したと母から聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年に請求者の母親が請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を一括して納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当初初めて国民年金の加入手続を行った際には、加入者に国民年金手帳記号番号が払い出されることとなる所、オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月に払い出されていることが推認でき、それより前に請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はない。

また、A市の国民年金被保険者台帳によると、前述の手帳記号番号払出し後の昭和60年9月及び同年12月に昭和58年9月から昭和60年3月までの国民年金保険料が納付された記録が確認できる。

さらに、請求者の母親が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を一括して納付したとする昭和58年時点において、請求期間のうち、昭和50年*月から昭和53年3月までの期間は、時効のため、昭和53年4月以降の期間は、請求者が大学生であった期間であり、当時の国民年金法によれば、学生が国民年金保険料を納付するには、国民年金に任意加入する旨を市区町村役場又は社会保険事務所(当時)に申し出た上、申出日の属する月の分から国民年金保険料を納付することとされていたため、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700332 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700059 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から昭和 44 年 12 月 31 日まで
請求期間において A 社に勤務していたが、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録がない。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した退職者名簿によると、請求者が、昭和 43 年 10 月 24 日付けで依願退職した記録が確認できること、及び請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答から、勤務開始日の特定はできないが、請求者が同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A 社は、前述の退職者名簿のほかに当時の資料を保管していないとしており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。